獨協医科大学医学部試験及び成績評価に関する規程

昭和50年４月１日　制定

改正　平成３年４月１日　平成４年12月24日
平成10年４月１日　平成13年10月１日
平成19年４月１日　平成27年４月１日
平成28年６月１日　平成29年４月１日
平成30年４月１日　令和４年４月１日
令和６年４月１日

（目的）

第１条　この規程は、獨協医科大学（以下「本学」という。）学則第19条第２項の規定に基づき医学部における試験及び評価に関する取扱いを定めることを目的とする。

（試験の種類）

第２条　試験は、定期試験、総合試験、卒業試験、共用試験及び成績判定に要する能力評価を指す。

２　前項の試験については、追試験及び再試験を行うことができる。

（実施の時期）

第３条　試験は、あらかじめ本学が定めた期間に実施する。

２　定期試験期間中は、原則として平常の授業は行わない。

３　追試験及び再試験は、その都度本学が定める期間に行う。

（受験資格）

第４条　定期試験の受験資格は、履修した科目について、科目ごとの出席回数が原則として当該科目の全授業回数の３分の２以上の者に与える。

２　正当な理由がなく授業料等定められた学費を納付していない者には、受験資格を与えないものとする。

（評価）

第５条　成績の評価は、次の５段階とし、それぞれにGrade　Point（評価に基づき割り当てられる数値。以下「ＧＰ」という。）を付与する。

合否区分	評価	評点	ＧＰ
合格	秀	100～90点	4.0
	優	89～80点	3.0
	良	79～70点	2.0
	可	69～60点	1.0
不合格	不可	59点以下	0.0

２　前項の規定にかかわらず、追試験の評価は得点の90％をもって評点とし、再試験は合・否をもって評価し、合には60点を与える。
３　総合試験、卒業試験及び共用試験の評価については、前２項とは別にその都度医学部成績判定委員会及び教授会の議を経て、学長が決定するものとする。
４　臨床実習の評点の算出方法については、別に定める。
５　第１項に規定するＧＰに基づき、次の計算式によりGrade　Point　Average（以下「ＧＰＡ」という。）を算出する。
　ＧＰＡ＝（ＧＰ×単位数）の合計／対象科目の単位数の合計

（追試験）

第６条　病気その他やむを得ない事情により受験できなかった者に対しては、追試験を行うことができる。
第７条　前条の該当者のうち追試験の受験を希望する者は、試験終了後直ちに追試験願を学務部教務課へ提出するものとする。
２　受験の許可は、本人の願出に基づき科目責任者の意見を徴して、教授会の議を経て、学長が決定する。
第８条　受験を認められた者は、１科目につき1,000円の追試験料を納入しなければならない。

（再試験）

第９条　各学年の進級の要件を充たし得ない者に対して、再試験を行うことができる。
第10条　再試験を認められた者は、再試験願とともに１科目につき5,000円の再試験料を納入しなければならない。

（受験上の心得）

第11条　学生は、受験に際し、定められた受験心得を厳守しなければならない。

（不正行為）

第12条　不正行為を行った者に対しては、当該科目の成績を無効（０点）とする。
２　前項の不正行為が極めて悪質な場合は、当該学年の全成績を無効（０点）とする。
３　前２項の措置は、医学部成績判定委員会及び教授会の議を経て、学長が決定し、学則第46条の規定に基づき厳重に処分する。

（進級の判定）

第13条　各学年の進級に必要な要件は、獨協医科大学医学部進級判定及び卒業判定に係る細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。
２　細則に定める基準により留年となった者は、当該学年の必修科目及び所定の選択必修科目をすべて再履修しなければならない。
３　進級の判定は、教授会の議を経て、学長が決定する。

第14条　削除

（卒業の判定）

第15条　第６学年の卒業判定方法については、別に定めるところによる。

２　別に定める基準により留年となった者は、第６学年に開設されるすべての科目を再履修し、卒業判定に必要となる所定の試験を受験しなければならない。

３　卒業の判定は、教授会の議を経て、学長が決定する。

（成績評価異議申し立て）

第16条　学生は、成績評価に関して異議申し立てを行うことができる。

２　異議申し立てに関する事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第17条　この規程の改廃は、医学部教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附　則

１　この規程の施行にあたり、教務委員会が教授会の役割を代行することがある。

２　この規程は、昭和50年４月１日から施行し、昭和50年度入学者（これと同等の者を含む。）より適用する。

附　則（平成28年　規程第49号）

この規程は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成28年　規程第53号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年　規程第９号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和４年　規程第59号）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和２年度以前の入学生については、改正後の第14条の規定にかかわらず、仮進級試験を受けるに当たり１科目につき10,000円の仮進級試験料を納入するものとする。

附　則（令和６年　規程第７号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。